

〳〳中小企業経営者・人事担当者、社労士のみなさま必見〳〳

『重要最高裁判決から考える 「同一労働・同一賃金」への対応』

弁護士法人山下江法律事務所では、3、7、11月に企業法務セミナーを開催しています。
次回セミナーの詳細は以下のとおりです。

- 対 象：企業経営者、経営幹部、人事担当者、社会保険労務士、その他ご関心のある方
- 日 時：2021年3月11日（木）18：30～20：00
- 受講方法：① 会場参加（先着16名様）・・・Le Reve 八丁堀（広島市中区八丁堀1-8 1F・2F）
② オンライン参加・・・Zoom

- 受講料：顧問会社様 無料

一般の方 1名様につき 4,000円

- 受講特典：顧問契約をして頂きますと、当初2か月間顧問料無料。（※但し、作業時間は月3時間以内。）
- セミナー内容：いよいよ2021年4月1日から、中小企業にも「同一労働・同一賃金」に関する改正法が適用されることとなります。
中小企業の経営者や人事労務担当の皆様はもちろん、中小企業をサポートされている社労士の皆様においても、その対応が必要となりますが、これを検討するうえで、2020年10月に相次いで出された「同一労働・同一賃金」に関する最高裁判決の内容を理解しておくことが重要となります。
本セミナーでは、これらの最高裁判決に加え、2018年に出された最高裁判決も含めて解説するとともに、今後の実務対応のポイントを説明します。



講師 副代表・弁護士 田中 伸／弁護士法人山下江法律事務所

出身地 広島県三原市

広島大学附属福山高校卒業、一橋大学法学部卒業

平成9年10月 司法試験合格

平成10年4月 最高裁判所司法研修所入所

平成12年4月 司法修習終了・広島弁護士会に登録

平成23年4月 広島弁護士会副会長就任

▼▼▼お申し込みは裏面▼▼▼

＜参加者様の声＞第30回企業法務セミナー「契約書作成の技法とAI契約書診断の今」

A社 「契約書作成の基本から事例まで詳しく教えて頂きました。」

B社 「特にAI診断について興味深かったです。」

C社 「AIによる契約書診断もありかなと感じ、興味深く拝聴させていただきました。」



第31回企業法務セミナー 『重要最高裁判決から考える「同一労働・同一賃金」への対応』
〈申込期限 2021年3月8日(月)〉

＜WEB申込み＞ **山下江 セミナー案内** で検索

＜FAX申込み＞ 下記にご記入の上、FAX082-223-2652に送信ください

御社名

参加者様ご芳名 <所属部署・役職もご記入ください>

ご希望の参加方法にを入れてください。オンライン参加の方は、info@law-yamashita.comからのメールを受信できるメールアドレスをご記入ください。

会場参加

オンライン参加 [Mail:]

顧問会社様以外のご参加者様は、下記もご記入ください

ご住所 (〒 -)

【TEL】

【FAX】

- ・受付後、受講に関するご案内をお送りいたします。
- ・ご提供頂いた個人情報、弊事務所からのご連絡以外には使用いたしません。



←セミナー会場の地図

会場名 : Le Reve 八丁堀

場所 : エイトビル2階

(1階がすき家さんのビル)

お問い合わせ・お申し込み先

 **山下江法律事務所**
Yamashita Ko Law Office 弁護士法人/広島弁護士会所属

TEL 082-223-0695 (経営企画部)